



2026年3月3日

各 位

会社名 東急不動産ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 西川 弘典
(コード番号 3289、東証プライム市場)
問合せ先 執行役員 中野 由美
TEL (03) - 6455 - 0834

東急不動産ホールディングスグループ主要6事業会社の取締役に対する
株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催された取締役会において、当社完全子会社である東急不動産株式会社、株式会社東急コミュニティー、東急リバブル株式会社、東急住宅リース株式会社、株式会社学生情報センター及びリニューアブル・ジャパン株式会社（以下、総称して又は個別に「子会社」といいます。）の取締役（当社で導入済の当社の取締役及び執行役員に対する株式報酬制度の対象者、受入出向者ならびに社外取締役を除きます。以下、「子会社取締役」といいます。）を対象とする株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本制度は、2026年6月に開催予定の子会社の定時株主総会（以下、「子会社総会」といいます。）にて決議したうえで、運用が開始される予定です。下記内容は、現時点で予定しているものであり、今後の検討により変更する場合がございます。

（注）リニューアブル・ジャパン株式会社は、2026年4月1日より株式会社リエネ・エナジーに名称を変更のうえ、東急不動産株式会社から当社の完全子会社に異動する予定です。

記

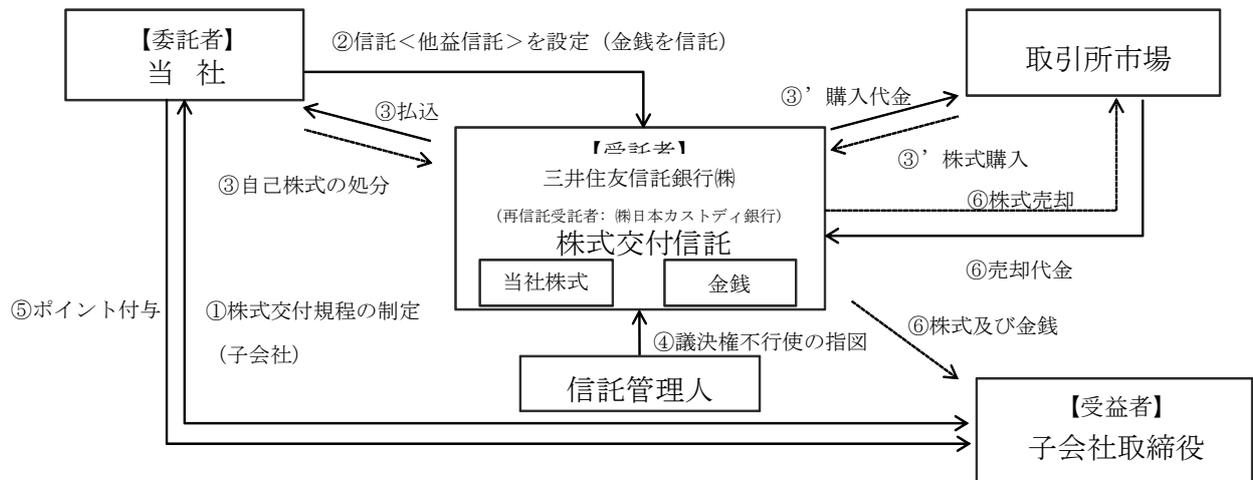
1. 本制度導入の目的

本制度は、当社の株式価値と子会社取締役の報酬の連動性をより明確にし、子会社取締役が当社の株価上昇によるメリットを享受するのみならず、株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを当社の株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上による企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

2. 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が、当社の普通株式（以下、「当社株式」といいます。）を取得し、子会社が子会社取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて子会社取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。なお、本制度の導入は、子会社総会における承認可決を条件とし、本制度の詳細については、子会社総会後の当社及び子会社の取締役会の決議をもって定め、改めてお知らせする予定です。

<本制度の仕組みの概要>



- ① 子会社は各子会社取締役を対象とする株式交付規程を制定します。
- ② 当社は下記⑥のとおり受益権を取得する子会社取締役を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します（本信託）。その際、各子会社は子会社取締役に対して交付するために必要な株式取得資金に相当する金額の金銭（ただし、各子会社総会の承認を受けた金額の範囲内とします。）を拠出し、委託者としての当社がこれを受託者に信託します。
- ③ 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法や、取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。
- ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社、子会社、当社役員及び子会社役員から独立している者とします。）を定めます。なお、本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対して議決権不行使の指図を行い、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
- ⑤ 株式交付規程に基づき、子会社は各子会社取締役に対しポイントを付与していきます。
- ⑥ 株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした子会社取締役は、本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、付与されたポイントに応じた当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の事由に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、当社の取締役会決議により消却することを予定しております。

また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めることにより、当社の取締役等及び子会社取締役と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託（再信託）します。

(ご参考) 本信託に係る信託契約の概要

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
受益者	子会社取締役のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社、子会社、当社役員及び子会社役員から独立した第三者を選定する予定
議決権行使	信託の期間を通じて、本信託内の株式に係る議決権は行使いたしません

信託の種類 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託契約日 2026年8月（予定）
信託の期間 2026年8月～2031年8月末日（予定）
信託の目的 株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

3. 本信託の受託者による当社株式取得に関する事項

（1）取得する株式の種類	普通株式
（2）株式の取得資金として当社が信託する金額	150,000,000円（予定）
（3）株式の取得方法	取引所市場における取引（立会外取引を含みます。）による取得（予定）
（4）株式の取得時期	2026年8月（予定）

以上